

## 自治紛争処理委員令和7年第1号—第1回会議 議事録

令和7年5月8日

【植田行政課長】 それでは、会議を開催いたします。

行政課長の植田でございます。本日は、審査の申立てを受けて任命されました自治紛争処理委員による初めての会議となりますので、慣例によりまして、代表自治紛争処理委員が選出されますまでの間、私が司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

報道関係の皆様申し上げます。カメラ撮りにつきましては、ここまでとなります。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。五十音順にご紹介申し上げますので、お名前をお呼びしましたら、一言ご挨拶をいただければと思います。大橋真由美委員です。

【大橋委員】 上智大学の橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 興津征雄委員です。

【興津委員】 はい。神戸大学で行政法を担当しております、興津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 片桐直人委員です。

【片桐委員】 大阪大学で憲法を担当しております、片桐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 次に、代表自治紛争処理委員を選んでいただく必要がございます。「地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令」第3条第1項により、代表自治紛争処理委員は委員の互選によることとされております。つきましては、代表自治紛争処理委員の互選について、いかがいたしましょうか。

【興津委員】 よろしいでしょうか。3人の委員の中では一番ご年長ということもございますので、大橋先生にお願いできましたら適任かと存じますが、いかがでしょうか。

【片桐委員】 異議ございません。

【植田課長】 はい、ご異議がないというご発言がございましたので、大橋委員が代表委員に選出されました。

それでは、ここからの議事は、大橋代表委員にお進めいただきたいと存じます。大橋代表委員、よろしくお願いいたします。

【大橋代表】 はい、よろしくお願いいたします。不慣れで及ばないところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

早速ではございますけれども、会議を主宰する代表自治紛争処理委員として、議事の公開について、審理関係人が出席する審理以外の審理手続は非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋代表】 はい、よろしくお願いいたします。それでは、これから議事に入りたいと思いますので、議事の公開はここまでとなります。